

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 7 3 号	三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p><b>【趣旨】</b>  全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び均等割保険税の軽減措置が講じられることから、市においても国基準に基づき適正な制度運用を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 対象者(出産被保険者)  国民健康保険に加入している人で妊娠85日(13週)以降に出産した人(死産・流産・人工妊娠中絶含む)</p> <p>(2) 対象期間  出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間。  ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3カ月前から6カ月間。  ※ 出産(予定)日が施行日以前であっても、施行日以降に軽減対象期間がある場合は、その期間は軽減対象となる。</p> <p>(3) 国保税軽減額  対象期間相当分の出産被保険者の所得割保険税額と均等割保険税額の全額</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和6年1月1日</p>